最終更新日:2015年6月1日

飯田グループホールディングス株式会社
代表取締役社長　西河　洋一
問合せ先:経営企画部　042-452-5791
証券コード:3291
http://www.ighd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の増大を図りつつ、株主をはじめ企業を取り巻く顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダー(利害関係者)の信頼を得るために、経営の効率性、透明性、健全性を確保できる最適な経営体制を確立することを基本方針とする。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社樹商事	33,912,000	11.52
西河洋一	29,258,120	9.94
有限会社一商事	19,058,348	6.47
森和彦	18,420,533	6.26
有限会社K. フォレスト	11,662,080	3.96
株式会社バンブーフィールド	8,931,920	3.03
飯田和美	8,350,340	2.84
山本商事株式会社	6,642,000	2.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	6,558,832	2.23
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	5,703,195	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人及び内部監査部門は、相互に連絡・報告を行いつつ効率的で組織的な監査を実施するよう努める。相互に意見交換を行い、課題や改善事項について共有し、各自の監査実施状況の確認を適宜行っていく。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木　延行	公認会計士													
林　千春	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木　延行	○	―――	公認会計士の有資格者であり、監査法人出身者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査の充実を図ることができることに加え、当社業務との利益相反関係に該当する事項がないため。
林　千春		―――	弁護士としての法律の専門知識を有しており、当社の監査の充実を図ることができるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社を取り巻く経営環境とインセンティブの有効性等を勘案し、現時点ではその状況にはないと判断。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、全取締役の報酬総額を開示する。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対するサポートは内部監査室が行う。
社外監査役からの要請に基づき各種資料の提供や準備、情報の提供、意見交換等を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の増大を図りつつ、株主をはじめ企業を取り巻く顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダー(利害関係者)の信頼を得るために、経営の効率性、透明性、健全性を確保できる最適な経営体制を確立することを基本方針とする。

(2)現状の体制の概要
当社は監査役制度を採用している。
取締役会は、取締役9名で構成されており、原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行っている。取締役会では、グループ経営の基本方針、法令、規程等で定められた重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督している。
監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役の職務の執行状況について監査を行っている。
このほかコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みとして、グループ経営会議を原則月2回開催しており、グループ全体に影響を与える経

営課題等の分析・協議等を行っている。
　また、当社グループのコンプライアンス体制の充実、徹底を図ることを目的にコンプライアンス委員会を組織するとともに、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について疑義が生じた場合は、適切な助言ないし指導を受ける体制を整えている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社では、当社グループの業務に精通した取締役を選任しており、事業変化に迅速かつ適切に対応できる体制を採っている。また、社外監査役を含めた監査役による経営監視を十分に機能させることで監視・監督機能の充実と意思決定の透明性を確保している。
　社外取締役は選任していないものの、社外取締役に期待される独立した立場での経営の監視機能については、社外監査役2名が独立の立場から公正中立な監査を行い、かつ、取締役会に出席して適宜発言、助言をすることを通じてその役割を有効に果たしており、現状の体制においても十分な経営の監視体制が整っていると考えている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて掲載 （URL）http://www.ighd.co.jp/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を予定している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を予定している。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・財務ハイライトなどを当社ホームページのIRサイトに掲載する。 （URL）http://www.ighd.co.jp/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部を広報担当部署とする。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動基準において規定する。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャーポリシーのもと、適時、適切な情報を公平に提供するため、当社ホームページにIRサイトを設け、適切な情報提供に取り組む。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社グループは、法令遵守や企業倫理の徹底を図るため「飯田グループ行動基準」を定めるとともに、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、これをグループの全役員及び使用人に配付する。
(2)コンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンスの状況について検証し、取締役会に報告を行う。また、各社のコンプライアンス推進組織が役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修等を実施する。
(3)内部監査室は、子会社の内部監査部門と連携を図り、内部監査規程に基づく監査を行い、経営に重要な影響を及ぼすと思われる事項については、監査役、グループ経営会議及びコンプライアンス委員会に報告する。
(4)法令違反その他コンプライアンスに関する報告体制として内部通報制度を構築し、社内外に通報窓口を設置するとともに、内部通報規程に基づきその運用を行う。
(5)当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、各社の監査役会の監査方針及び監査計画に基づき監査を受ける。また、監査役会は、グループ内の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役会は、稟議書及び議事録等の取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存管理する体制を構築し、文書管理規程に定めるとともに、当該情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、整理・保存する。
(2)監査役会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)業務の適切性及び健全性を確保するため、当社及び子会社のリスク管理部門がリスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。
(2)当社及び子会社の取締役及び各部署の責任者は、担当する業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに、定期的な見直しを行う。
(3)グループ全体の重要なリスクについては、グループ経営会議で討議・検討し、対策を講じる。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程において、各責任者及びその責任、執行手続きについて定めるほか、法令上、取締役会が決議しなければならない事項を除き、職務権限規程で取締役等に業務執行の決定権を委任しており、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の代表取締役は、他の取締役の職務執行の監視・監督を行うとともに、重要な事項について当社の取締役会に報告する。
(2)子会社から当社への報告事項等を定めた関係会社管理規程を設け、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援するとともに、報告制度等によりグループ全体の業務の適正を管理する。
(3)子会社の管理状況及び業務活動については、当社及び子会社において監査役の監査及び内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金などの改定については、監査役会の同意を得たうえで決定する。
(2)当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)当社及び子会社の役員及び使用人等は、当社グループの業績等に著しい損害を及ぼす恐れのある重要な事項について監査役に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
(2)子会社の運営状況や重要な不正行為等については、取締役会やグループ経営会議等を通じて定期的に監査役に報告するとともに、監査役の求めがある場合は随時報告を行うものとする。
(3)内部通報窓口への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役へ通報を希望する場合は速やかに監査役に報告する。
(4)当社は、監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保する。また、被通報者に対しても、事の真意が明らかになるまでは、当該報告がされたことを理由として当社又は子会社において不利な取扱いを受けないことを確保する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと判断した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会、グループ経営会議及びその他の重要会議に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は使用人に対し、その説明を求めることができる。
(2)監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催するとともに会計監査人、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、当社及び子会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」に基づき、必要かつ適切な財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、その体制及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体、個人に対しては毅然とした態度で対応し、一切の取引を行わないものとする。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、警察、弁護士等の外部の専門機関と連携し、必要に応じて民事と刑事の両面から法的対応を行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（適時開示体制の概要）

1. 適時開示に係る企業姿勢
当社は、株主・投資家の皆様、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、当社の経営戦略や業績、財務状況等に関する情報を迅速、正確かつ公平に提供し、株主・投資家の皆様の信頼と正当・適切な評価を得ることを基本指針としている。

2. 適時開示に係る開示体制
（1）決定・発生事実の適時開示体制
決定・発生事実については、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、直ちに各部門から経営企画部に報告することとしている。経営企画部は、この報告を受けた後、適時開示の要否を検討するとともに、適時開示を要する場合には、社長の決裁を経て、情報管理責任者となる経営企画部長の指示のもと、開示を行っている。
また、グループ会社に係る重要な決定・発生事実についても、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、直ちに当社経営企画部に報告することを制度化し、情報が一元的に管理される体制を整備している。

（2）.決算情報の適時開示体制
決算、配当、業績予想等の決算情報については、経理部が中心となって関連情報（グループ会社に係るものを含む）の収集にあたり、適時開示情報となる可能性が生じた時点で、直ちに経営企画部に報告することとしている。経営企画部は、開示の要否を検討するとともに、適時開示を要する場合には、社長の決裁を経て、情報管理責任者の指示のもと、開示を行っている。

（3）適時開示の方法
適時開示の方法としては、東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」への情報登録を行った後、東京証券取引所内記者クラブ「兜倶楽部」を通じた報道機関への公表を行っている。
また、当該情報については、開示後速やかに当社ホームページに掲載することとしている。

3. 適時開示情報の管理体制
適時開示情報の管理にあたっては、社内規程に基づき、情報管理責任者が情報統制を行うこととし、該当情報に接する者を必要最小限に留めるとともに、機密保持、該当情報の漏洩防止、インサイダー取引防止の社内規程を制定している。